

(仮称) 文京区児童相談所設置に向けた検討状況について

1 概要

平成 28 年改正児童福祉法により、特別区が児童相談所を設置できることとされた。本区は、児童相談所を早期に開設する方針を定め、児童相談所移管検討委員会を設置し、児童相談所を開設する場合の課題抽出や実施方法等について具体的な検討を行い、平成 31 年 3 月に基本方針等をまとめた「(仮称) 文京区児童相談所基本計画」を策定した。

同計画に基づき、設置に向けた準備を進めているが、その進捗状況について報告する。

2 「(仮称) 文京区児童相談所基本計画」基本方針

『文京区の子どもの最善の利益を守る。』

- 子どもと家庭を対象にあらゆる相談を守備範囲とする総合相談体制を目指します。
- 支援が必要な家庭を早期に発見する積極的な予防的支援を図ります。
- 福祉、保健、教育等の行政機能や関係機関と連携した切れ目のない一貫した相談・支援体制を構築します。

3 これまでの検討経過

平成 31 年 3 月 22 日 第 3 回 児童相談所移管検討委員会

令和元年 5 月 16 日 さいたま市児童相談所視察

5 月 28 日 第 1 回 連絡会 (設置市事務)

7 月 3 日 第 1 回 第 1 検討部会 A (運営全般)

7 月 3 日 設計打ち合わせ開始 (※)

8 月 2 日 第 1 回 第 2 検討部会 A (人事関係)

8 月 6 日 第 1 回 児童相談所移管検討委員会

8 月 27 日 千葉市児童相談所視察

9 月 13 日 第 2 回 連絡会 (設置市事務)

10 月 11 日 第 2 回 第 1 検討部会 A (運営全般)

10 月 25 日 第 2 回 児童相談所移管検討委員会

※ 設計打ち合わせ：全体会 (毎月末)、分科会 (第 2・4 水曜日)、随時開催

#### 4 施設の概要

(1) 設置場所 文京区小石川三丁目 14 番

イメージ図

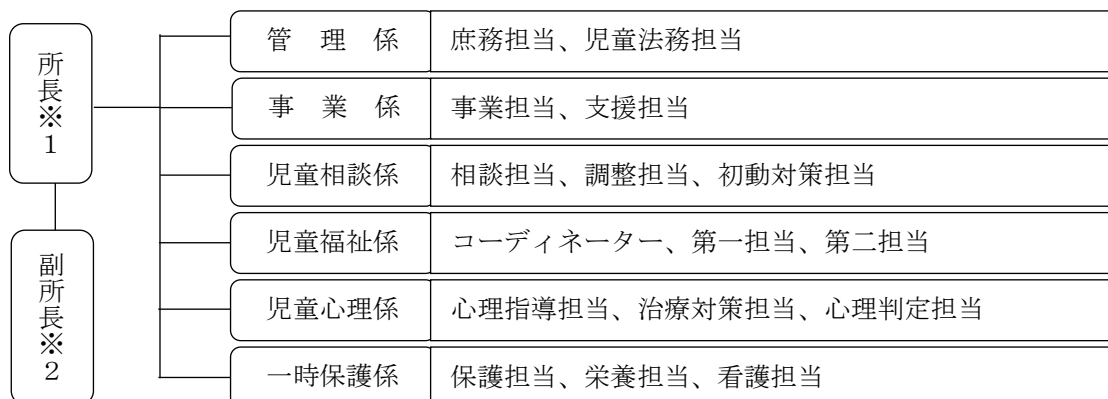


- (2) 敷地面積 1,266.55 m<sup>2</sup>
- (3) 延床面積 2,300 m<sup>2</sup>程度
- (4) 構造等 地上3階建(地下1階)
- (5) 主な諸室

エリア		諸室	
児童相談所	一般	エントランスホール、待合室、授乳室、トイレ(一般・多目的)	
	管理	職員室、会議室、倉庫(書庫・備品・防災備蓄)、警備員室、用務員室、機械設備員室、トイレ(職員)、更衣室、休憩室	
	専門	相談室(一般・家族)、心理検査室、観察室、	
一時保護所	管理	職員室、医務室、倉庫(保護児童所持品・備品・防災備蓄)、トイレ(職員)、面接室、多目的室	
	居住	幼児	居室、静養室、トイレ、浴室、脱衣、洗面、幼児プレイルーム
		学齢	(男女別)居室、トイレ、浴室、脱衣、洗面 (共用)食堂・ラウンジ(一体型)、静養室、トイレ(多目的)
	その他	厨房、洗濯室、学習室、体育室、屋上庭園	
その他設備		駐輪場、駐車場、災害時用設備(かまどベンチ等)	

## 5 組織体制、職員の確保・育成

### (1) 組織体制の見直しについて



※1 管理職の役割については検討中。

※2 副所長を新設する方向で検討中。副所長は所長を助け、児童相談所の事務を整理する。

### (2) 職員数の考え方の見直しについて

#### ア 児童心理係について

児童心理司について、常勤職員の割合を高める方向で検討している。

#### イ 一時保護係について

一時保護所指導員について、常勤職員の割合を高める方向で検討している。

### (3) 職員の確保について

特別区人事委員会で実施している児童相談所等での経験を求める採用試験・選考に加え、区で任期付き職員採用選考（児童福祉司、児童心理司、一時保護所指導員）を実施する。

### (4) 職員の育成等について

#### ア 職員研修の実施

福祉、保育士、児童指導、保健師、心理、看護師、栄養士等の職員を対象とした「児童相談所開設に向けた文京区職員研修」を実施。

##### <概要>

令和元年11月14日～11月28日に計6回、各1時間30分、対象職員約600名。

#### イ 他児童相談所への職員派遣

令和元年度は、東京都、埼玉県、さいたま市へ職員を計8名派遣している。令和2年度についても、引き続き職員派遣を行うため、今後、派遣先の選定及び派遣職員の確保について、関係機関と連携して進めていく。

#### ウ 「BUNKYO JISO」の発行

児童相談所に関する情報を盛り込んだ区職員向けのマガジンを計4回発行。

## 6 運営に係る主な検討課題

- (1) 児童相談所における相談業務の基本的な流れについて
- (2) 相談業務について児童相談所と庁内関係部署との連携・役割分担について
- (3) 一時保護所の運営に係る基本的な考え方について
- (4) 一時保護所の夜間の勤務体制について

## 7 児童相談所設置市事務

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項により、法中都道府県が処理する事務で政令に定めるものは、児童相談所を設置する市（特別区を含む。以下同じ。）として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）が処理することとなっている。児童相談所設置市となるためには、児童相談所における相談業務のみならず、児童相談所設置市の事務を遂行するための組織的体制等の整備が必要となる。

		児童相談所設置市事務の内容	主検討担当課
1		児童福祉審議会の設置に関する事務	子育て支援課
		児童福祉審議会の設置に関する事務（部会）	幼児保育課 子ども家庭支援センター
2		里親に関する事務	子ども家庭支援センター
3		児童委員に関する事務	福祉政策課
4		指定療育機関に関する事務	健康推進課
5		小児慢性疾患の医療の給付に関する事務	予防対策課
6		障害児入所給付費の支給等に関する事務（給付全般、指定・認可等）	障害福祉課
7		児童自立生活援助事業に関する事務（検査・届出等）	子ども家庭支援センター
8	児童福祉施設に関する事務（検査・認可等）	助産施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	子ども家庭支援センター
		母子生活支援施設	生活福祉課
		保育所、幼保連携型認定こども園	幼児保育課
		児童厚生施設 障害児入所施設、児童発達支援センター	児童青少年課 障害福祉課
9		認可外保育施設に関する事務（検査・届出等）	幼児保育課
10		小規模住居型養育事業に関する事務（検査・届出等）	子ども家庭支援センター
11		障害児通所支援事業に関する事務（検査・届出等）	障害福祉課
12		一時預かり事業に関する事務（検査・届出等）	子育て支援課、幼児保育課
13		障害福祉サービス等情報公開に関する事務	障害福祉課
14		民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務	子ども家庭支援センター
15		特別児童扶養手当に係る判定事務	子ども家庭支援センター
16		療育手帳に係る判定事務	子ども家庭支援センター

## 8 今後の予定

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(後半)
施設関係	基本／実施設計		建設工事		●開設 (※) 児童相談 所設置市 移行
その他		埋蔵文化財調査	政令指定		

※ 今後、職員採用試験・選考等の状況によっては、開設年度を見直す。